

(宛先)
新潟市長

申請者住所
(法人にあつては事務所の所在地)

申請者氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

登録一時保護委託者登録基準適合確認票

次のとおり登録一時保護委託者の登録基準について、報告いたします。

施設の名称：_____

※「申請者確認」欄は、適合する場合は○、該当しない場合は－、確認中の場合は△を記載してください。
※ 根拠資料欄には、規定名、既存資料名、図面、写真、説明等を記載してください。
※「7 児童対象性暴力等の防止」は、令和8年12月25日から満たすものとしてそれ以前では審査対象外とします。

番号	項目	確認内容	申請者確認	根拠資料
1	一般原則	児童の権利に十分配慮し、一人一人の人格を尊重して運営する。	○・△・－	
2	差別的取扱いの禁止	児童の国籍、信条、社会的身分等による差別的取扱いをしない。	○・△・－	
3	必要な設備	一時保護の目的を達成するために必要な設備を設ける。	○・△・－	
4	権利の制限	正当な理由なく児童の権利を制限せず、やむを得ず制限する場合は説明し理解を得るよう努める。	○・△・－	
5	行動の制限	施錠等により児童の行動を制限しない。	○・△・－	
6	虐待等の禁止	職員が児童に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしない。	○・△・－	

7	児童対象性暴力等の防止	犯罪事実確認、その他必要な措置を講ずる。 ※令和8年12月25日から適用	○・△・ー	
8	非常災害対策	必要な設備、具体的計画及び訓練体制を整え、避難・消火訓練を少なくとも毎月1回行う体制とする。	○・△・ー	
9	自動車運行時の所在確認	乗降時に点呼その他の方法により児童の所在を確認する体制を整える。	○・△・ー	
10	児童の権利擁護	児童の意見又は意向を尊重した支援を行う体制を整える。	○・△・ー	
11	所持品等	持込み制限、説明、相談及び保管について基準に沿った体制を整える。	○・△・ー	
12	設備の基準	居室、食事の場、浴室、便所等を設け、保健衛生、危害防止、安心、性別・多様性及びプライバシーに配慮する。	○・△・ー	
13	職員の一般的要件	健全な心身、豊かな人間性と倫理観及び児童福祉への熱意を備えた職員となる体制を整える。	○・△・ー	
14	夜間の職員配置	夜間、少なくとも職員1人以上を置く体制を整える。	○・△・ー	
15	他施設との設備・職員の兼用	兼用する場合も、児童の居室、固有設備及び直接処遇職員は兼用しない。	○・△・ー	
16	衛生管理等	設備、食器、水、感染症、食中毒、入浴、衣服及び医薬品等を適切に管理する。	○・△・ー	
17	食事	栄養及び身体状況を考慮し、食を営む力の育成に努める。	○・△・ー	
18	健康状態の把握等	児童の診察等に協力し、職員、とりわけ調理従事者の健康状態に注意する。	○・△・ー	
19	養護	安定した生活環境、生活支援及び教育を通じて心身の健やかな成長を支援する体制を整える。	○・△・ー	

20	生活支援等	自主性を尊重した生活支援・教育を行い、通学、親子関係再構築及び解除後支援について児童相談所と協力する。	○・△・ー	
21	内部規定	児童の支援及び施設管理の重要事項について必要な規定を設ける。	○・△・ー	
22	記録	児童の処遇状況を記録し、児童相談所の求めに応じ提示できる体制を整える。	○・△・ー	
23	秘密保持等	職員及び退職者が児童又は家族の秘密を漏らさないための措置を講ずる。	○・△・ー	
24	苦情対応への協力	市が行う苦情対応及び公正な解決に必要な協力ができる。	○・△・ー	
25	電磁的記録	書面に代えて電磁的記録を用いる場合は、法令に沿って適切に作成・管理する。	○・△・ー	

市記入欄

☐適合 ☐不適合 ☐追加確認要

確認者

<不適合の理由または追加確認事項>